

岩手県告示第23号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

平成24年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 一級河川北上川水系黄海川
  - 2 河川管理施設の名称又は種類 堤防
  - 3 河川管理施設の位置 一関市藤沢町黄海字川口沖643番地先から字八反293番地先まで及び字小川淵381番地先から字天沼218番地先まで
  - 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - (1) 名称及び住所 道路管理者 一関市 一関市竹山町7番2号
    - (2) 代表者の氏名 一関市長 勝部 修
  - 5 管理の内容
    - (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
    - (2) 専ら道路専用施設に係る災害復旧
  - 6 管理の期間 平成24年1月13日から道路の存続する日まで
- 備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部千厩土木センターに備えておいて縦覧に供する。